

障害者反差別運動の創出のために

障害者運動の理論的整理と「新たなる」方向性を求めて

－「社会参加」か「社会変革」かの二分法を越えて－

もうずっと前ですが、「障害者の社会参加」ということを巡って、全障連の機関紙紙上で論争が掲載されていました。何か争点がかみあっていないようでした。そこには、障害者の社会参加か社会変革かという二分法へのとらわれがあるように感じていました。

そのような二分法は、近代以降この社会を深くとらえているようです。近代知にはさまざまな二項対立図式が形成されています。精神／肉体、文化／自然、理性／感情……。障害者運動においても、親は敵か味方か、施設の建設推進か解体（建設阻止）か、リハビリテーションの否定か推進か、発達の保障か否定か、というような論争がありました。もちろんその中には、二分法へとらわれない論議もあったのですが、二分法そのものをとらえ返し、そのことを越えて理論化の作業を進めようとする文をほとんどみていません。このような二分法へのとらわれは、他の反差別の運動においてもこのような二分法の支配が数多くとらえられます。例えば、フェミニズムにおける、資本制と家父長制の二分法と二元論もそのようなこととしてとらえられます（尤も、二元論を批判するひとの多くは、片方を無視するなり、従属させるということに陥っていて、一元論だから正しいというわけではありません）。

反差別の運動を進め、理論化の作業をする人達の間では、この二項対立構造をとらえ、そのことを越えようとする動きがいくつか出ています。その流れに棹さしながら、ここでは、障害者の社会参加か社会変革かというところで対立しているところの中身をとらえ、二項対立図式を越える方向性への試論を、障害者運動の新たなる生み直しのために出しておきたいと想います。

（１）「障害者の社会参加」とは何か？

「障害者の社会参加」という言葉が国際障害者年を境にしてよく使われるようになってきましたし、今また盛んに使われるようになっています。この言葉にはいつも「わだかまり」を感じています。

リハビリテーションということで使われる「社会復帰」という言葉にもつながるのですが、障害者が社会参加や社会復帰していないとしたら、今いるところは「社会」とは別の場所なのか、という疑問がわいてきます。そのような議論は以前にもあったようで、そのようなことを受けて、「障害者の完全参加と平等」という国際障害者年のスローガンにおいて「完全」という言葉がはさまれたこととして出てきているようです。しかし、「完全」などという言葉を使うと、余計に意味が分からなくなります。「完全」を「一切のわけへだてない」がないという意味でとらえれば、この社会がそもそも様々なわけへだてで存在している社会ですから、このような言葉を使う意味が全くありません。この問題は、「周縁」（マージナル）というところに障害者がおかれているとして、「周縁」に追いやられているとこ

ろから、そのような排除をはねのけるという意味でとらえれば、「参加」という意味が救済されるようです。ですが、そもそも、「社会」にいないとされるその「社会」という意味自体をとらえ返しておかねばなりません。そこで、イメージされている「社会」とは、ほぼ労働の場—商品生産活動の場なのです。資本主義社会では、人が収約的に労働力の価値とすることを巡って価値づけられる、そこで、労働の場に参加していない人は、社会参加していないというようなイメージでとらえられるということです。そこにおける、ひとの広義の生きる営為が、労働—家事労働—趣味的なこと—狭義の生きる営為（「ヒトとしての営為」、食う寝るの類い、身辺自立に関する中身）というように分類され、労働崇拜的に価値づけられる、身辺自立が求められるということがあり、そのこと自体を自然的なこと、あたりまえのこと、などと固定的にとらえないで、その事自体が歴史的に浮かびあがってきているその構造自体を押さえておく必要があります。

（２）「社会参加」の中身？

さて、「参加」ということを、「社会」という中心と周縁というようにわけられているところから、周縁から中心へ進んで行くという意味で、「参加」ということをとらえた場合、「参加」ということはどうなるでしょうか？！

「社会参加」ということは、この社会が差別社会であるということをとらえれば、「差別社会」への参加という意味につながってしまいます。機会の均等なり、平等ということが、自分たちにも競争（社会）に参加する権利、差別する権利を与えよ、という論理になってしまいます。アメリカの障害者差別禁止法と言われるＡＤＡ法が、「資格ある障害者」という論理で、「重度の障害者」を排除しつつ、まさにこの論理に陥っていることを押さえねばなりません。

フェミニズムでも同じような提起がなされています。ベル・フックスは『ブラック・フェミニズムの主張—周縁から中心へ』（勁草書房）で、「フェミニズムの闘いは、社会的平等（機会の均等）を求める闘いではなく、性差別の抑圧をなくす（差別社会の変革）を求める運動だ」という趣旨の規定をしています。

差別を問題にする運動は、内容的に分ければふたつの方向へ進みます。一つは、自分の受ける差別から逃れたいというところでのみ「運動」し、平等と機会の均等というところに終わってしまう「運動」で、もっと言えば、競争する機会の均等、差別する権利を与えよ、差別される側から差別する側になりたいというところにまで至ります。表面的にはそのような主張はしなくても、内容的にそのようになってしまいうし、実際そのようなところへ踏み込んでいく場合さえあります。戦前戦中の日本における反差別運動が、押しなべて大政翼賛会運動にからめとられ、戦争という帝国主義の民族差別政策の極に加担して行ったことを押さえねばなりませんし、アメリカの女性団体が、湾岸戦争の際に、軍隊で女性を前線に参加させないのは差別だとして、前線配置を要求し、実現して行ったことなどはまさに、このことを示しています。そして、そのことは、単に他の差別の問題で加担して

いだけでなく、自らの受ける差別においても、差別の構造そのものが維持される中で、部分的に差別をかいぐり、上昇していける者がいたとしても、総体的・相対的な差別の構造から抜け出せません。これこそが、差別の罠なのです。

さて、もう一つが、差別の構造そのものをとらえ返し、差別総体を問題にし、差別をなくすという方向で、自らの受ける差別と闘い、そして、他の反差別の運動に連帯していく運動です。差別社会の変革として突き出してきているのですが、この運動についても若干押さえておかねばならないことがあります。それについては次項で述べますが、その前に誤解のないように書いておかねばなりません。

それは「障害者の社会参加」というスローガン、方向性について、上記のような批判を書いているのですが、それが障害者排除と闘うという意味としては、異論などありようありません（どのような具体的な取り組みをし、どのような重点のおき方をするかが問題ですが）。その運動の内容総体を全否定することではありません。障害者が社会的ないろいろな場から排除されているそのことに対する闘いは必要なことは言うまでもありません。問題は、きっと「社会参加」などというあいまいな言葉にあるのではないかと思います。それは「障害者の自立」という言葉にも通じることです。差別社会の中で、差別する側から突き出される言葉は、既成の差別社会の論理にのっています。その論理というのは、かなり広くその社会に広まっている、広まりやすい概念なので、それにのって排除型（隔離や排除や時には抹殺）の差別に対決する運動を進めると、運動的にやりやすいということがあります。しかし、逆に融和や同化という別の型（抑圧型の差別と私は呼んでいます）の差別にとらわれていきます。「自立」という言葉が盛んに使われています。行政などは往々にして、「身辺自立」というような差別的な概念で使っているのですが、運動する側では往々にして、「自己決定」という意味で使っています。ところが、そのあたりが障害者の中でもあいまいになっているのです（身辺自立という意味も含んで使っている人もいます）。新しい運動をするのに、差別社会の古い言葉をそのまま使うことに問題があるのではないのでしょうか？

運動側から突き出されている内容は「自己決定」という概念で代替えし得ることで（その自己決定という概念自体にも問題があるのですが、ここではそこまで踏み込みません）、障害者の主体性と意志を明らかにし、突き出して行くという意味で、古いあいまいな「自立」という概念を捨てざる時ではないかと思います。「社会参加」ということも同じです。「差別社会への参加」という意味合いが強い概念を捨てて、「障害者排除と闘う」ということで表せる事です。

（３）「社会変革」ということの中身

さて、ここで問題にしなければならないのは、「社会参加」ということに対して、「社会変革」ということを対置して批判をするひとたちが、往々にして陥ってしまうことです。「社会参加」ということでの具体的中身として個別の排除に対する闘いさえも否定するよ

うな傾向に陥ってしまうことです。

実際に障害者が地域社会で生きて行く中で関係性を作り、運動的に蓄えて行くそのことの中でしか、闘い（社会変革の闘い）は進みません。そして、闘うためには、生きねばならないという意味において、また障害者にとって生きることが闘いであるという現実もあるところでは、排除に対して闘い抜くことなしに、差別社会の変革といっても理念の空転に陥ります。得てすると理念を広める啓蒙的な運動に陥ってしまいます。このことは、社会変革の総体的運動が落ち込んでいつてしまっている現実において、なおさら顕著になってしまいます。

このことは、長期的なそして、根底的な問題まで、とらえ返しつつ、具体的身近な問題にひとつひとつ具体的に取り組みをしていくという、長期と、間近な問題との関連づけの中で、きちっと方針を出し切る作業をしていくしかありません。融和・同化としての制度化ということをおさえつつも、実際に運動として勝ちとっていくということにおいては、制度化要求を排斥することではないとも言えます。具体的例を上げないでこのようなことを書いても抽象的になってしまうのですが、例えば、障害者雇用の問題でも、常に総体としての障害者の雇用の場からの排除ということを問題にしつつ、そもそも労働とは何かということを問いつつ、個別の雇用の要求や解雇撤回ということを闘い抜くというところで方針化していくことです。

さて、もうひとつ指摘しておかないといけないことは、「社会参加」の否定ということは、往々にして分離主義をもたらすということです。被差別者の過渡的な分離主義を全否定はできませんが、分離主義は自らが受ける差別のひとつだけで即自的（直対応的）に問題にしえても、他の差別との関係、差別を深くとらえ返すことができなくなります。ですから、前項で述べた、「社会参加」の脈絡と同じように、自分の受ける差別（のひとつ）だけ問題にした、「差別されるのはいやだけど、差別する側になるのは否定しない（差別する側になりたい）」というようにところに陥ったり、分離した「コミュニティ」の中に（分離する共同性の他の項において）差別の問題が起こり（権威主義的抑圧とか、階級差とか、性差別とか・・・）、分離した当の差別の項においても（障害の「重度」－「軽度」や「障害の機能の違い」などで更なる分離とか）、差別を生じてしまいます。そういう中で、「コミュニティ」自体が成立せず、部分的に成立したとしても解体の途へ至ります。 そのようなところで、「社会参加」か「社会変革」かの二分法を越えて、障害者差別にとどまらない、差別の構造そのものをとらえ返した、差別の構造そのものの解体ということを押さえたところで、具体的な問題に取り組んで行く、そのことが反差別の連帯を勝ち取っていくことにもつながっていると想います。

（４）蛇足一逆の「参加」－「健常者」の障害者コミュニティへの「参加」??－

さて、ここで、蛇足になるのですがーというのは、丁度クリスティーヌ・デルフィ『なにが女性の主要な敵なのかーラディカル・唯物論的分析』という本を読んでいて、原フェ

ミニズムの差異の突き出し、女性性を正として突き出すことは、差別の罫にはまるという指摘に、改めて障害者の正の突き出しを蛇足としてとらえるという意味で一、手話を学んでいた時に、「社会参加」という概念で抱いた想いを書き、そのことから、「参加」という概念自体のとらえ返しの作業を改めて試みたいと思います。

私が、手話を学び始めたのは、障害者運動を自分が担っていくに当たって、他の障害者との連帯ということで、とりわけ、聴覚障害者と言語障害者はコミュニケーション障害という共通性で近さがあり、ともに運動を進めるために、コミュニケーション手段として手話を学んでおこうと想いからの始まりでした。そこで手話を学ぶ中で、ろう者にとって手話は単にコミュニケーション手段としてあるだけではなく、ろう者の文化の核としての言語としてあることをとらえ返し、その文化の素晴らしさに共鳴しつつ「(一般的に「障害者の社会参加」という言い方がされるけれど、)手話を学ぶということは、聴者がろう者のコミュニティへ参加するということなのだ」ということを考えていました。

このことは、ろう文化だけに限ったことではありません。「青い芝」の故横塚さんは、障害者運動の中での基本的関係性を追求め、それを呈示していきました。その中で、彼は介助者をひきつけ関係性をつくっていきました。そのことを彼は「心の共同体」という言葉であらわしています。私なりにとらえ返して言えば「障害者のコミュニティ」ということとして示します。

障害者への関わりは、かわいそうなひとを助けてあげるという差別的な心情から出発するひとが多く、長年障害者と関わってもそこから抜け出せないひとも多くいます。実際、介助が必要だというところで、そのような関わりにもちゃんと提起ができないまま、進んでしまうという現実さえあります。しかし、障害者の作り出す「健常者」社会への対抗文化というところで、萌芽的であるとは言え、新たな共同性をつくり出しえていることを押さえねばなりません。

さて、そのようなことを書きつつ、最初にあげた蛇足の内容なのですが、「コミュニティ」という言葉には、共同性と共同体という意味があります。共同体という言い方をしてしまうと、既にある何かの集団というようなとらえ方をしてしまいましたが、ここではむしろ共同性という意味でコミュニティをとらえ、現在直下に創り出して行く共同性としてとらえることではないかと想います。そもそも最初に二分法ということを批判しつつ、私自身が「障害者」と「健常者」の二分法に陥っていたようです。共同性を創り出していく時、そこに関わっているのは「健常者」でなく、何らかの被差別事項をもつひととして痛みの共感をベースにして関わっているのではないかと想えるのです。そこで「参加」という形ではなく、共に創り出していくこととしての被差別者の共同性ーコミュニティではないかと想えるのです。多くの場合「健常者」と呼ばれるひとが、自らの被差別事項において関わっていることが未自覚であいまいなままが故に、ここでは障害者が中心的にならざるをえないとしても、共に創り出していく共同性として。

次回は「「代行主義の否定」の今」、次々回は「逆差別の論理」の予定です。

まとめ わたしとあなたの対立図式—運動という観点を確立するために

こじんノ問題にきりつめる 運動というのは、みずからがかかえる問題を解決して
いこうという活動です。そこでは、その問題は何かというとらえ返しが必要になり、また
その問題でが他社のかかえる問題とのきょうつうこうをみいだし、協働作業としてともに
活動していくための、相互のはたらきかけを必要とします。 運動という観点がないこと
は、わたしとあなたの共通の問題という観点が欠落していきます。 他者は利用するか利
用されるかもしくは相互利用関係というエゴイステックなとらえかたしかできなくなります。
また、 他の障害者の問題も対象かできなくなるか、じぶんが糾弾されないよう
にというところでしかとらえられなくなります。また怒りの共有かが欠落している。そこ
でのひととのむすびつきは、かわいそうだから助けてあげるといのは差別だととらえつ
つも、結局、そのような差別てき感情でしか、他者の支援をあおげなくなってしまう。
運動を否定しているのに、